



KOBE BUSSAN CO., LTD.



平成 28 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 神 戸 物 産 (コード番号：3038 東証第 1 部)
代 表 者 名	代表取締役社長 沼田 博和
問 合 せ 先	経営企画部門 部門長 坂本 匡浩
	TEL 079-496-6610

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 29 日に提出いたしました第 29 期(自 平成 25 年 11 月 1 日 至 平成 26 年 10 月 31 日)内部統制報告書及び、平成 28 年 1 月 29 日に提出いたしました第 30 期(自 平成 26 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 10 月 31 日)内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 29 期内部統制報告書(自 平成 25 年 11 月 1 日 至 平成 26 年 10 月 31 日)
第 30 期内部統制報告書(自 平成 26 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 10 月 31 日)

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は下線 を付して表示しております。

第 29 期 内部統制報告書(自 平成 25 年 11 月 1 日 至 平成 26 年 10 月 31 日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社は平成 28 年 3 月 16 日に、平成 26 年 10 月期の有価証券報告書及び第 2 四半期以降の四半期報告書、平成 27 年 10 月期の有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、当社が平成 26 年 3 月に契約を締結した特定の金利スワップ取引について、平成 26 年 10 月期の第 2 四半期以降において特例処理を採用しておりましたが、当該金利スワップ取引については特例処理採用のための要件が充足されておらず、当初より時価評価を実施し、評価差額を損益として処理すべきであったことが判明したためであります。なお、金利スワップ取引の訂正に併

せて税務調査による税金処理等についても必要な訂正を行っております。

これらは、該当する会計基準等の精読及び理解不足、当社の決算財務報告プロセスにおける該当項目の内部統制が不十分であるなど、正確な財務数値を作成するための当社の決算体制に起因した不備であり、全社的な観点で評価する決算財務報告プロセスに開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、以下の方針に基づく再発防止策を講じ、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正してまいります。

- ・決算マニュアルの充実と相互チェック体制の確立
- ・決算処理に関する関連部署間での情報の適時・適切な共有化の促進
- ・社内外の研修を通じた税務・経理・決算業務に関する専門知識の習得

第30期 内部統制報告書(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社は平成28年3月16日に、平成26年10月期の有価証券報告書及び第2四半期以降の四半期報告書、平成27年10月期の有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、当社が平成26年3月に契約を締結した特定の金利スワップ取引について、平成26年10月期の第2四半期以降において特例処理を採用していましたが、当該金利スワップ取引については特例処理採用のための要件が充足されておらず、当初より時価評価を実施し、評価差額を損益として処理すべきであったことが判明したためであります。なお、金利スワップ取引の訂正に併せて税務調査による税金処理等についても必要な訂正を行っております。

これらは、該当する会計基準等の精読及び理解不足、当社の決算財務報告プロセスにおける該当項目の内部統制が不十分であるなど、正確な財務数値を作成するための当社の決算体制に起因した不備であり、全社的な観点で評価する決算財務報告プロセスに開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、以下の方針に基づく再発防止策を講じ、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正してまいります。

- ・決算マニュアルの充実と相互チェック体制の確立
- ・決算処理に関する関連部署間での情報の適時・適切な共有化の促進
- ・社内外の研修を通じた税務・経理・決算業務に関する専門知識の習得

以上